

野生鳥獣による農作物被害の現状と対策について

農林水産省 農村振興局 農村政策部
鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 課長補佐

ふくだ ともゆき
福田 智之

1 はじめに

近年、シカやイノシシなどの野生鳥獣による農林水産業等への被害が全国各地で深刻化・広域化しており、その範囲は中山間地域に限らず、平野部や市街地にまで及んでいる。鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、市町村、関係機関及び農林漁業者等が中心となって取り組む様々な被害防止の取組について総合的に支援するため、平成19（2007）年12月に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（「鳥獣被害防止特別措置法」）が制定された。その後、被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進及び捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24（2012）年、26（2014）年及び28（2016）年に改正された。

また、環境省及び農林水産省では、平成25（2013）年12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、被害を及ぼしている特定の鳥獣について個体数の削減に向けた目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策の強化に取り組んでいるところである。

本稿では、野生鳥獣による被害状況や、被害防止に向けた取組に対する支援対策等について、ご紹介する。

2 野生鳥獣による農作物被害状況

全国における野生鳥獣による農作物への被害金額については、調査を開始した平成11年度以降、毎年200億円前後で推移していたが、平成22年度（239億円）以降、減少傾向に推移しており、令和元年度の被害金額は158億円であった。このうち、シカ、イノシシ、サルの3獣種による被害が全体の約7割（108億円）を占めている。（図1）

農作物への被害金額については、実際に耕作して食害等の被害を受けた場合の経済的被害額が計上されているが、これ以外にも農業者の営農意欲の減退や、被害に伴う耕作放棄地の発生など、直接的に被害金額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼしている。

鳥獣被害の深刻化・広域化の原因として、野生鳥獣の生息数の増加や生息域の拡大が一因と考えられるが、環境省の全国調査では、複数の要因が複合的に関係しているとしており、①降雪量の減少などの気候変動、②過疎化・高齢化などに伴い、昔に比べ人間の里山などでの活動が減少したことによる鳥獣の生息適地の拡大、③捕獲を担う狩猟人口の減少・高齢化による捕獲圧の低下などが主な要因として挙げられている。

なお、地域別に被害金額の推移をみると、

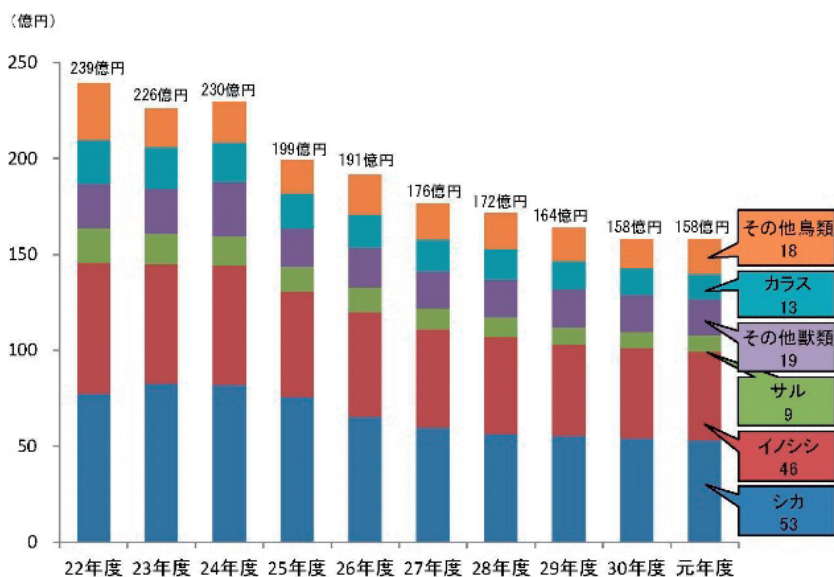


図1 農作物被害額の推移

被害が大きく減少している地域がある一方、被害が増加している地域もあり、地域によって状況が異なっている。これは地理的条件など様々な要因があると考えられるが、被害対策の充実度に地域差が生じていることも一因と推測される。

また、近年、農作物被害のみでなく、市街地へのクマ類の出没による人身被害の増加など、人とクマ類のあつれきが問題となっている。クマ類の出没による人身被害や農作物被害等を防止するため、環境省と関係省庁が一体となって啓発と対策に取り組んでいる。特に、農業現場においては、農地や集落周辺における生ゴミや農作物の廃棄残渣などが誘因物とならないよう適切な処理や、里山との緩衝地帯での下草や灌木などの刈り払いなどの実施が重要である。

なお、令和元年度における野生鳥獣による、いも類への被害状況をみると、被害金額は約7億円となっており、そのうちイノ

シシによる被害が3.5億円、シカによる被害が2.6億円であり、前年度（平成30年度）に比べ、イノシシでは約2%減、シカでは約10%減となっている。これはイノシシ・シカに対する総合的な被害防止対策の取組による効果と認識している。（図2）

一方、都道府県別でみると被害金額が増加している県もあることから、引き続きイノシシ・シカへの対策をしっかりと進めていくことが重要である。

例年、イノシシによる、いも類への被害が懸念されているが、イノシシは縄張り意識が弱く、一度でも侵入された農地には次々とイノシシが現れ、被害が拡大してしまうため、金網柵や電気柵等の侵入防止柵を設置するのが効果的である。また、イノシシは警戒心が強い動物のため、草刈りで柵の周囲の見通しを良くし、隠れ場所をできるだけなくすることで柵の設置効果を上げることができる。

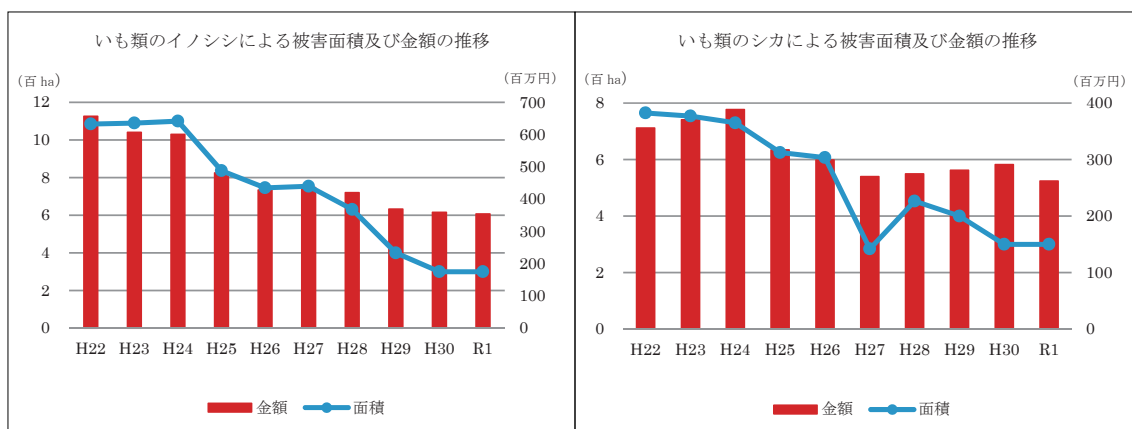


図2 いも類の被害面積及び金額の推移（イノシシ、シカ）

3 抜本的な鳥獣捕獲強化対策

近年、シカやイノシシなどの鳥獣において、急速な個体数増加や分布拡大が起きており、生態系や農林水産業等に深刻な被害をもたらすおそれがあることから、平成25(2013)年12月に、環境省と農林水産省では「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、被害を及ぼしている特定の鳥獣について個体数の削減に向けた目標を定め、抜本的な鳥獣捕獲対策を強化することとした。当面の捕獲目標として、「シカ及びイノシシの生息頭数を10年後（令和5年度）までに半減を目指す」（半減目標）こととし、目標達成に向けて、①鳥獣保護法の見直しによる新制度の導入や規制緩和等を行い都道府県による捕獲活動を強化、②鳥獣被害防止特別措置法により、市町村が策定する被害防止計画に基づき実施する鳥獣の捕獲活動を強化、③捕獲活動等を支える担い手育成のための取組の推進等を掲げ、両省において各種対策を講じてきている。

半減目標に向けた捕獲強化の取組により、シカとイノシシの捕獲頭数は、近年、合計で約120万頭と、この10年間で2倍以

上に増加しており、生息頭数（環境省推計）は平成26年度をピークに減少には転じているものの、半減目標の達成には更に約20万頭の上積みが必要であることから、昨年度からは、捕獲活動を更に強化するため、狩猟期にあわせて、全国各地で「集中捕獲キャンペーン」を展開しているところである。

4 鳥獣被害対策の手法と実施体制

鳥獣被害対策は、大きく分けて①捕獲（檻、わなや銃による捕獲）、②侵入防止（侵入防止柵の設置や追い払い等）、③生息環境管理（放任果樹の除去、耕作放棄地などの鳥獣のエサ場や隠れ場所の刈り払い、緩衝帯の設置など）の3つがあり、被害に係る鳥獣の種類や農作物など、地域の被害状況に応じて、これらの対策を適切に組み合わせて総合的な取組を実践することが重要である。

なお、鳥獣被害防止特別措置法において、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を策定し、この基本指針に則して市町村が「被害防止計画」を策定するとともに、当該計画を作成した市町村に対して国等が支援を

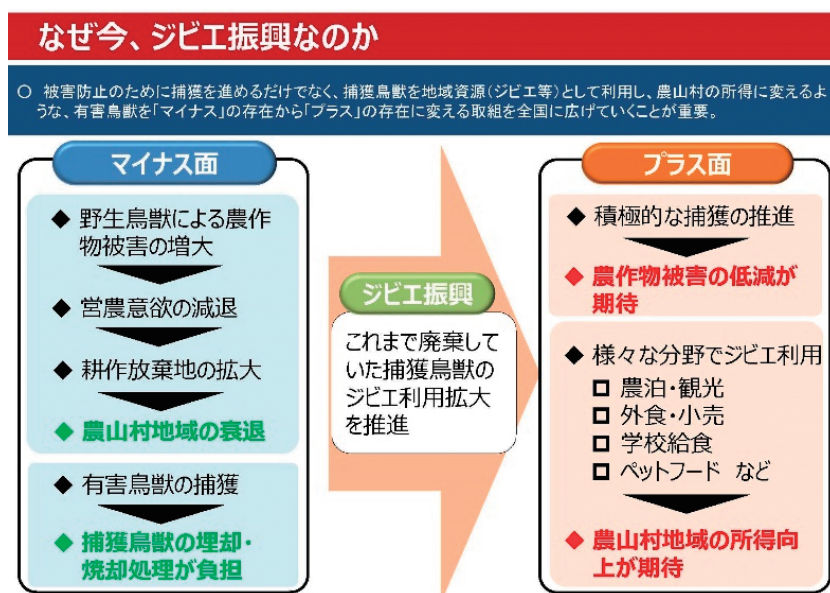
行うこととなっている。鳥獣被害防止特別措置法の制定以降、被害防止対策に取り組む市町村の数は着実に増加しており、被害防止計画を策定している市町村数（令和2年4月現在）は1,502市町村となっている。このうち、1,218の市町村において、被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置などの実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」が設置されている。

また、農林水産省では、鳥獣被害対策の抜本的強化を図るため、野生鳥獣の広域的な管理を推進するとともに、ICTやドローン技術等を活用した効率的・効果的なスマート捕獲技術の開発・普及、地域の捕獲サポート体制づくりなど新しい人材の育成・確保等を推進することとしている。

5 捕獲鳥獣の食肉利活用（ジビエ）等の推進

捕獲鳥獣の多くは埋設や焼却処分等によって処理されており、捕獲鳥獣を地域の

資源として有効に活用する観点から食肉利活用（ジビエ）を推進している。ジビエへの利活用推進に当たっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要である。このため、農林水産省では、安全で良質なジビエの利用拡大を図るため、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」にも位置付け、各地域でのジビエ処理加工施設の整備や販路拡大に向けた取組を、鳥獣被害防止総合対策交付金において支援するとともに、全国ジビエフェアの開催やジビエポータルサイトによる情報発信、ECサイトの開設など、ジビエのプロモーション等による利用拡大に取り組んでいる。このような取組により、ジビエの利用量は、平成28年度から令和元年度までの3年間で1.6倍の約2千トンまで増加しているが、政府としては、更に令和7年度までに倍増（約4千トン）させることを新たな目標に



ジビエの利用拡大に向けた各段階の取組ポイント

○ ジビエへの利活用推進にあたっては、捕獲・処理加工・供給・消費の各段階において、利活用推進に必要な取組や課題を共有し、関係者が一体となって取り組むことが必要。



掲げ、一層の利用拡大に取り組んでいくところである。

6 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく被害防除の取組について「鳥獣被害防止総合対策交付金」により、捕獲活動の抜本的強化の取組や、ジビエの利用拡大に向けた取組等を総合的に支援している。

なお、当該交付金の支援内容等については、令和3年度においても支援の充実を図っており、内容は以下のとおりである。

- 1) 侵入防止柵等の被害防止施設、ジビエ処理加工施設、捕獲個体やジビエ残渣の焼却・減容化施設、捕獲技術高度化施設（射撃場）等の整備
- 2) 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動

- ・ 捕獲活動経費の直接支援
- ・ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組支援
- ・ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援

- ・ 鳥獣の潜み場となる藪の刈り払いや、誘因物となる放任果樹の撤去

3) 利用可能な個体をすべて利用するジビエフル活用に向けた取組

- ・ 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設や移動式解体処理車（通称：ジビエカー）、簡易な一次処理施設等の整備
- ・ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援
- ・ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入
- ・ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援

野生鳥獣による農作物被害が減少傾向に

鳥獣被害防止総合対策交付金

【令和3年度予算額 11,005 (10,010) 百万円】
 (このほか鳥獣被害対策推進枠 1,045百万円)
 (令和2年度3次補正予算額(所要額) 3,920百万円)

<対策のポイント>

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動の抜本的強化の取組や、ジビエ活用に向けた取組等を支援します。

<事業目標>

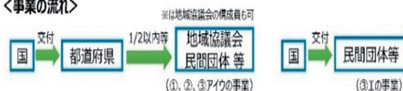
- 農作物被害を及ぼすシカ、イノシシ、サルの対策強化(生息頭数等を平成23年度から半減(シカ、イノシシで約200万頭)【令和5年度まで】)
- 野生鳥獣のジビエ利用量の拡大(令和元年度から倍増(4,000t)【令和7年度まで】)

<事業の内容>

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※(1/2以内、直営施工の場合は定額支援)
- ② 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動
 - ア 捕獲活動経費の直接支援(獣害等に対応した上限申請額以内での定額支援・捕獲頭数の増加に応じて上乗せ支援)
 - イ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援(県内額内で定額支援)
 - ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援(2,300万円以内で定額支援)
- ③ ジビエ活用に向けた取組
 - ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、簡易な一次処理施設等の整備※(1/2以内)
 - イ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援(県内額内で定額支援)
 - ウ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入
 - エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援(定額支援)

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

あり、これは各地域における取組の効果と認識しているが、一方で被害が減らない地域や、逆に被害が増加する地域も存在している。被害防止対策の実効性を上げるためには、鳥獣の生態や習性を知り、様々な技術を各地域の実情に合わせて構築していくことが重要であり、正しい知識・手法をもって対策を取ることで被害の低減や未然に防ぐことも可能である。

近年、効果的・効率的に鳥獣被害を防止する観点からICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術が開発されており、これらの技術の活用を推進するとともに、引き続き、関係省庁、都道府県及び関係機関と連

携し、鳥獣被害防止に向けた取組を総合的に実施することとしているので、関係者の皆さまにおかれましては、鳥獣被害防止対策の推進にご協力願います。

なお、農林水産省では、鳥獣被害対策関連情報として現場で活用できる被害防止マニュアル、被害対策の優良事例及び被害対策の研究成果(動画)等の各種情報について、農林水産省ホームページの「鳥獣被害対策コーナー」で公開しているので、是非ご活用願います。

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html>)